



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

流教生第 3 8 2 号

平成 3 0 年 3 月 7 日

流山市監査委員 佐々木 健一 様

流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市教育委員会委員長 杉浦 明



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 3 0 年 2 月 1 5 日付け、流監第 7 7 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日・流監第77号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 生涯学習課	指摘 (7)	千葉県青少年補導員連絡協議会運営事業において、補導員に食事代を支出していた。適正な執行に努められたい。	17年に1回開催市に割り当てられる今回の千葉県青少年補導員連絡協議会も含め、会議における食事代の支出は行わないことにしました。
生涯学習部 生涯学習課	意見	調定事務については、定期監査時の歳入執行状況の提出資料により、初めて未調定であることがわかり、その時点で調定票を起票する事例が散見された。担当職員はもちろんのこと全職員が再発防止策を講じるとともに、チェックシートを作成するなど厳正なチェック体制を構築されたい。	今後は事業計画及び前年度等の調定実績を参考に、伝票起票に関するチェックシートを作成して、起票漏れのないように課全体で確認することになりました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。